

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

伊達市立伊達小学校 令和5年（2023年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

伊達小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- 目標 児童が安心して登校して、学校生活を送ることができる学校づくりを行う。
- 指標 ①いじめアンケートの「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答する児童 100%
②いじめ事案の未然防止と、事案解消率 100%

伊達小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 未然防止の取組
アンケートと教育相談の実施、児童と保護者への説明、教職員研修の実施
- 校内組織
「いじめ防止対策委員会」において年間予定以外でも随時必要に応じ開催

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- いじめ防止につながる発達支持的生徒指導、いじめの未然防止教育に徹する。
- 年間の主な計画
 - ・アンケートおよび教育相談(5月、11月)
 - ・児童会の取組(通年)
 - ・子供理解支援ツール「ほっと」の実施(年2回)
 - ・「絆づくりメッセージコンクール」への取組

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の伊達小学校のいじめ対策組織担当は、教頭(小林)または主幹教諭(渡辺)です。

連絡先0142-23-3033

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局教育相談電話	(電話)	0143-22-6594

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター